

参考 9 - 1

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(傍線部分は改正部分)

改正後

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
(略)	(略)
従来型個室（老健・医療院等）	(略)
(略)	(略)
多床室（老健・医療院等）	(略)

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費、併設型ユニット型短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

改正前

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
(略)	(略)
従来型個室（老健・療養等）	(略)
(略)	(略)
多床室（老健・療養等）	(略)

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費、併設型ユニット型短期入所生活介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)、ユニット型介護保

(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型介護福祉施設サービス費、経過的地域

ト型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定居

護費(i)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定居

入所療養介護費(Ⅱ)、経過のユニット型病院療養病床介護予
防短期入所療養介護費(Ⅲ)、経過のユニット型病院療養病床
経過型介護予防短期入所療養介護費、経過のユニット型診療
所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、経過のユニット型診療
所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、経過のユニット型診療
所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型Ⅰ型介護医
療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型Ⅰ
型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型
介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニッ
ト型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニッ
ト型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニッ
ト型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の経過
のユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護
費若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所
療養介護費の経過のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防
短期入所療養介護費を算定すべき者が利用する居室、療養室
又は病室をいう。

する経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費、
経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費、ユニ
ット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の
経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介
護費(i)若しくは経過のユニット型介護老人保健施設介護予
防短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設介
護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニット型介護老人
保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニット型介護老人
保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の経過のユニッ
ト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費、ユニッ
ト型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の経過
のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費
、経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護
費(Ⅰ)、経過のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療
養介護費(Ⅱ)、経過のユニット型病院療養病床介護予防短期
入所療養介護費(Ⅲ)、経過のユニット型病院療養病床経過型
介護予防短期入所療養介護費、経過のユニット型診療所介護
予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、経過のユニット型診療所介護
予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、経過のユニット型診療所介護
予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護
予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型認知症患者
型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型認知症患者型介
護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニット型認知患者
患型介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介護医療
院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の経過のユニット型Ⅰ型
介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅰ型介
護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の経過のユニッ
ト型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニッ
ト型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニッ
ト型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の経過の

養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予
 防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防
 短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防
 短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防短期
 入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期
 入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所
 介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所
 療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)、診
 療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期
 入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介
 護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認
 知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患
 型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防
 短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養
 介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の
 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患
 型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防
 短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型経過型介護予防短期
 入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養
 介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 、Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介
 護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、Ⅰ型介護医療院
 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院介護予防
 短期入所療養介護費(i)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所
 療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護
 費(i)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ
 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)、Ⅱ型介護医
 療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院介護
 予防短期入所療養介護費(i)、Ⅰ型特別介護医療院介護予防
 短期入所療養介護費(Ⅰ)型特別介護医療院介護予防短期入所
 療養介護費(i)若しくはⅡ型特別介護医療院介護予防短期入

